

広島県告示第五百三十二号

広島県旅券発給手数料の減額に関する取扱要領を次のように定める。

平成二十四年六月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県旅券発給手数料の減額に関する取扱要領

(趣旨)

第一条 この取扱要領は、広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号。以下「条例」という。)第四条第一号の規定に基づく市町を経由せずに一般旅券を交付する場合の発給手数料の減額について、必要な事項を定める。

(手数料の減額)

第二条 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第四条第一号の規定により、一般旅券の発給手数料を二、〇〇〇円に減額する。

- 一 海外における親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、関係者が緊急に渡航しなければならない場合
- 二 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第五条第三項に規定する外務大臣が指定する地域へ渡航しようとする者が申請しようとする場合
- 三 旅券法第十三条第一項各号のいずれかに該当する者が申請しようとする場合
(その他)

第三条 一般旅券の発給申請があった場合において、前条に規定する減額事由に該当することを証する書類の提出があったことをもって、減額の申請があったものとして取り扱う。

附 則

この要領は、平成二十四年十月一日から施行する。